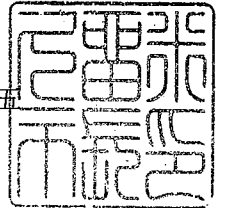


久留米市シュレッダー機器賃貸借について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

(1) 業務名

久留米市シュレッダー機器賃貸借

(2) 履行場所

久留米市城南町15番地3 久留米市庁舎内

(3) 業務内容

別紙「久留米市シュレッダー機器賃貸借仕様書」のとおり

(4) 契約方法

今回の契約は賃貸借契約（リース契約）を行うもので、売主指定のリース会社を介して契約を締結する場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

(5) 契約期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

また、翌年度以降、この契約に関する予算について、当市の歳入歳出予算の金額が減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 予定価格 : 21,700 円（税込月額）

入札書比較価格 : 19,728 円（税抜月額）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 久留米市に本店もしくは支店・事業所を有すること。

(2) 久留米市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されており、事務機器で登録されている業者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。